建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

１　処分をした年月日　平成24年８月30日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　平野　真司　一級建築士　第345113号
３　処分の内容　平成25年１月１日から業務停止３月
４　処分の原因となった事実　愛知県内の建築物（１物件(建築確認：平成23年８月)）について、㈱三昭堂建築設計事務所(愛知県知事登録(い―19）第4786号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条の規定に違反する設計（本件建築物は建築基準法第42条第２項に定める道路に接するが、同道路の中心線からの水平距離２メートル以内の道路内に本件建築物を建築する設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

１　処分をした年月日　平成24年８月30日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　川瀬　普也　一級建築士　第236316号
３　処分の内容　平成25年１月１日から業務停止３月
４　処分の原因となった事実　兵庫県内の建築物（１物件(建築確認：平成22年８月)）について、㈱ＩＡＯ竹田設計大阪第一事務所（大阪府知事登録㈠第22226号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第121条第１項及び第２項の規定に違反する設計（主要構造部が準耐火構造を満たす建築物の避難階以外の階で、共同住宅の用途に供する階であって、かつ、その階における居室の床面積の合計が200平方メートルを超える階にあっては、その階から避難階又は地上に通じる２以上の直通階段を設けなければならないにもかかわらず、１の直通階段しか設けない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

１　処分をした年月日　平成24年８月30日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　桜田　修三　一級建築士　第105688号
３　処分の内容　平成25年１月１日から業務停止２月
４　処分の原因となった事実　神奈川県内の建築物（１物件（建築確認：平成20年６月））について、企業組合創和設計（神奈川県知事登録第4045号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の10に基づく認定を受けた型式に適合しない設計（型式適合認定を受けた自走式自動車車庫の設計仕様の平面計画基準にある「本体基本ユニット」と異なる形状を使用している及び「グリッドの組合わせ」に適合しない組合わせを行っている設計）を行った。

また、上記物件について、設計者として、建築士法第20条第１項に違反し、他の建築士に無断で当該建築士の名義を借用して、設計図書に記名・押印するとともに、計画通知書の第二面の（その他の設計者）欄に「自走式自動車車庫の設計図書」の作成者として記名した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

１　処分をした年月日　平成24年８月30日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　佐藤　輝明　一級建築士　第292939号
３　処分の内容　平成25年１月１日から業務停止２月
４　処分の原因となった事実　新潟県内の建築物（２物件（建築確認：平成22年12月、平成23年７月））について、東日本ハウス㈱新潟支店（新潟県知事登録㈡第2848号）の業務に関し、建築確認申請の代理者及び工事監理者として、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

１　処分をした年月日　平成24年８月30日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　髙橋　隆一　一級建築士　第257964号
３　処分の内容　平成25年１月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　千葉県内の建築物（３物件）について、東京セキスイハイム㈱千葉支店一級建築士事務所（千葉県知事登録第１―0707―6845号）の業務に関し、当該事務所の管理建築士として、当該事務所の業務に係る技術的事項の総括を怠ったため、上記３物件のうち１物件（建築確認（偽造）：平成22年10月）について当該事務所に所属する技術者が作成した虚偽の確認済証により無確認工事が行われ、上記３物件のうち別の１物件（適合証明（偽造）：平成22年７月・平成23年３月）について当該技術者が作成した虚偽の竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（新築住宅）及び虚偽の都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条に基づく開発行為に関する工事の検査済証により住宅融資等が行われ、上記３物件のうち別の１物件（適合証明（偽造）：平成23年５月）について当該技術者が作成した虚偽の竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（新築住宅）により住宅融資が行われた。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

１　処分をした年月日　平成24年８月30日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　青木　基浩　一級建築士　第254508号
３　処分の内容　平成25年１月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　千葉県内の建築物（２物件）について、東京セキスイハイム㈱千葉支店一級建築士事務所（千葉県知事登録第１―0707―6845号）の業務に関し、当該事務所の管理建築士として、当該事務所の業務に係る技術的事項の総括を怠ったため、上記２物件のうち１物件（建築確認（偽造）：平成23年７月）について当該事務所に所属する技術者が作成した虚偽の確認済証により無確認工事が行われ、また上記２物件のうち別の１物件(適合証明(偽造）：平成23年10月）について当該技術者が作成した虚偽の竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（新築住宅）により住宅融資が行われた。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

１　処分をした年月日　平成24年８月30日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　加納　孝幸　一級建築士　第164361号
３　処分の内容　平成25年１月１日から業務停止１月
４　処分の原因となった事実　千葉県内の建築物（１物件（建築確認（偽造）：平成19年７月））について、セキスイハイム千葉㈱一級建築士事務所（千葉県知事登録第１―0311―6065号）の業務に関し、当該事務所の管理建築士として、当該事務所の業務に係る技術的事項の総括を怠ったため、当該事務所に所属する技術者が作成した虚偽の確認済証により無確認工事が行われた。